平成２８年（フ）第６４４号
兵庫県尼崎市久々知３丁目25番１―203号
債務者　伊東　京子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８０号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内154番地２、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内305番地４
債務者　藤井　正義
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８２号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内154番地２、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内305番地４
債務者　小川　みほ
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
徳島県阿波市土成町土成字実安15番地
債務者　阿部　一博
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２００号
徳島県徳島市秋田町１丁目70番地の１、旧住所徳島県徳島市大和町１丁目２番４号
債務者　石原　愛久
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０２号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原929番地５
債務者　清重　英嗣
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０８号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂29―１高砂住宅３－２号室、住民票上の住所徳島県小松島市小松島町字房浜25番地
債務者　小川　敏樹
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１０号
徳島県阿波市阿波町中坪268番地８
債務者　峰　　喜一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市潤野933番地312　リバティーフラットＢ202号
債務者　鮫島　志保
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３５５号
大分市大字猪野540番地の５（濱田重工社宅600―401）
債務者　坂本　卓哉
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７１号
大分市大字下郡1723番地の11（セリオ21―302）
債務者　野村　節子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
山形県新庄市十日町1319番地、前住所山形県最上郡真室川町大字川ノ内2259番地
債務者　舟生のり子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第２１６号
福井市乾徳４丁目３－２　乾徳コーポ１棟202号室、住民票上の住所福井市灯明寺３丁目2010番地
債務者　草野　新一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
福井県坂井市春江町針原第53号28番地16、旧住所福井県坂井市春江町東太郎丸第21号20番地　ブルーイースト　Ａ201号室
債務者　廣田　孝幸
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
福井県越前市向が丘町503番地の２
債務者　倉谷由美子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
福井県勝山市村岡町暮見第21号９番地１　スキージャム勝山　暮見寮、旧住所福岡県久留米市高良内町366番地１
債務者　廣田　真朗
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係